

会社訴訟の要件事実

著 岩谷 敏昭 (弁護士)

元司法試験審査委員による執筆！

司法試験の論文式問題で過去に出題された訴訟物や論点を中心に解説しています。

出題頻度の高い内容はもちろん、出題実績があり基本書等での取扱いが少ない内容も詳しく記述しています。

内容見本 (A5判縮小)

第1編 会社の組織に関する訴え 31

3 有利発行

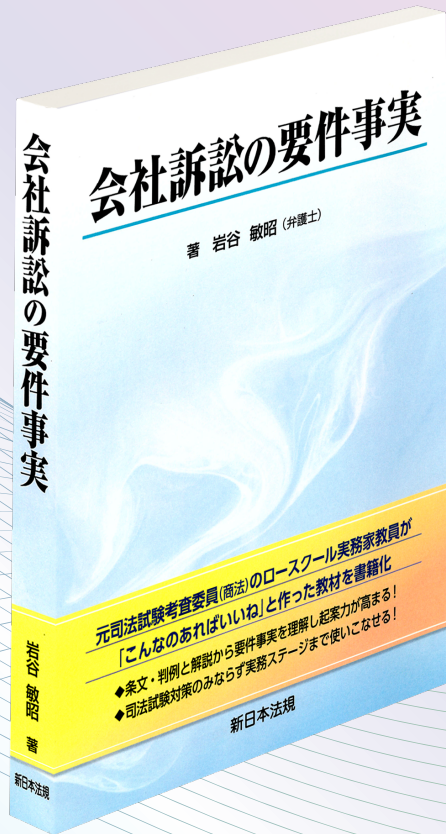
(1) 総説

株主割当以外で、払込金額が募集株式を引き受ける者に「**特に有利な金額**」(199条3項)である場合(以下そのような新株発行を「**有利発行**」という)、公開会社でも株主総会特別決議による募集事項の決定を要する(201条1項・199条3項・2項・309条2項5号)。また、取締役は、株主総会において有利発行とすることを必要とする理由の説明を行わなければならない(199条3項)。その趣旨は株主間の不当な価値の移転の防止であるところ、株主総会特別決議を欠いたり、あるいは株主総会での説明を怠れば法令違反(210条1号)となり、差止事由となる。

この点、「**特に有利な金額**」(199条3項)は、**公正な発行価格よりも特に低い価格**などとされる(「**特に有利な発行価格**」(旧商法280条ノ2第2項)に関する東京地判平成16・6・1判時1873号159頁(百選20事件))。以下、その具体的内容等につき、発行株式につき市場価格がある上場会社の場合と、市場価格のない非公開会社の場合に分けて確認する。

(2) 上場会社の場合

この点、①既存株主の利益と会社の資金調達実現の利益の調整のため、**発行価格決定直前の市場価格の90%以上なら原則として「特に有利な金額」に該当しないが**、②発行価格決定直前の市場価格が**投機目的等により急騰した一時的価格**なら、例外的に時価を離れた公正と認められる**価格**を用いるとの整理が有力である。日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿った整理で、これが裁判所



A5判・総頁272頁
定価2,970円(本体2,700円)
送料410円

0120-089-339 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

第3編 役員等の会社に対する責任 123

2 請求原因

(1) 要件事実1: 推定規定を使わない場合

まず、任務懈怠の推定規定を使わない場合、請求原因は以下のとおりとなる(類型別I187頁・483頁(訴状例))。

Kg1 取締役の任務懈怠

(1) 取締役

「被告Y1は原告会社の代表取締役、被告Y2、Y3及びY4は原告会社の取締役である。」

(2) 利益相反取引

「被告Y2は、第三者A社を代表して原告会社に1000万円を貸し付ける金銭消費貸借契約を締結し、被告Y1は、原告会社を代表して当該取引を行った。」

(3) 会社の承認

「原告会社は、取締役会決議により当該取引を承認した。」

(4) 忠実義務・善管注意義務違反

掲載内容

第1編 会社の組織に関する訴え

- 第1章 総説
- 第2章 株主総会決議の瑕疵を争う訴え
 - 第1節 総説
 - 第2節 株主総会決議取消しの訴え(831条)
 - 第3節 株主総会決議無効確認・不存在確認の訴え(830条)
- 第3章 新株発行の瑕疵を争う訴え
 - 第1節 総説
 - 第2節 新株発行無効の訴え(828条1項2号)
 - 第3節 新株発行不存在確認の訴え(829条1号)
- 第4章 組織再編無効の訴え(828条1項7号～13号)
- 第5章 事業の譲渡及び譲受け
 - 第1節 総説
 - 第2節 事業の譲渡(467条1項1号・2号)
 - 第3節 事業の譲受け(467条1項3号)

第2編 差止請求権

- 第1章 総説
- 第2章 取締役の行為の差止請求権
 - 第1節 監査役の差止請求権(385条)
 - 第2節 株主の差止請求権(360条)
- 第3章 募集株式の発行等の差止請求権(210条)
- 第4章 組織再編の差止請求権
 - 第1節 総説
 - 第2節 吸収合併等の差止請求権(784条の2)
 - 第3節 簡易手続

第3編 役員等の会社に対する責任

- 第1章 総説
- 第2章 任務懈怠責任(423条1項)
 - 第1節 総説
 - 第2節 法令定款違反型
 - 第3節 善管注意義務違反型
 - 第4節 業務を執行しない役員等の任務懈怠責任
- 第3章 株主の権利行使に関する利益供与に関与した者の責任
 - 第1節 総説
 - 第2節 利益供与を受けた者の責任(120条3項)
 - 第3節 取締役の責任(120条4項)

第4章 新株発行の出資に瑕疵がある場合の関係者の責任

- 第1節 金銭出資の払込金額が著しく不公正な場合
- 第2節 現物出資財産の価額が著しく不足する場合
- 第3節 出資の履行を仮装した場合

第5章 設立の際の発起人及び設立時取締役の責任

- 第1節 総説
- 第2節 現物出資財産の価額が著しく不足する場合(52条1項)
- 第3節 出資の履行を仮装した場合
- 第4節 発起人又は設立時取締役の損害賠償責任(53条)

第6章 剰余金配当等に関する責任

- 第1節 総説
- 第2節 剰余金配当等を受けた者の責任(462条1項)
- 第3節 取締役の責任(462条1項)

第7章 取締役の欠損填補責任(465条1項)

第4編 役員等の第三者に対する損害賠償責任

- 第1章 悪意・重過失の任務懈怠による責任(429条1項)
- 第2章 虚偽の情報開示による責任(429条2項)

第5編 取締役の解任等

- 第1章 取締役解任の訴え(854条)
- 第2章 不当解任を理由とする取締役の損害賠償請求権(339条2項)
- 第3章 取締役等の職務執行停止・職務代行者選任の仮処分
- 第4章 帳簿等閲覧謄写請求権(433条)

索引

- 事項索引
- 判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。